

第5次沖縄市総合計画
基本構想
後期基本計画
2026-2030





近年、物価高騰や不安定な世界情勢、激甚化する災害など、市民を取り巻く環境は大きく変化し、また、AI等のデジタル技術の急速な進展や人口減少、少子高齢化による社会の構造的な変化が生活様式に大きな影響を及ぼしています。

沖縄市が発展の歴史を重ねる中、社会情勢は大きく変化しておりますが、このような中でも、市民の暮らしを守り、先人たちが育んできた地域固有の魅力と価値を一層高め、本市の持続的な発展をめざし、向こう5年を見据えた「第5次沖縄市総合計画 後期基本計画」を、この度策定いたしました。

本計画の表紙には、泡瀬沖に広がる人工島「潮乃森」を採用しております。「潮乃森」の開発は、海にひらけゆく新たなまちづくりを展望したプロジェクトとしてスタートし、昭和62(1987)年の構想策定から長い歳月を経て、ビーチの一部が使用できるまでに進捗しています。



表紙の写真および本写真：潮乃森 県内最大級となる約900メートルのロングビーチ

令和11(2029)年度には、いよいよ民間利用できる環境が整う見通しとなっており、地域経済をけん引するビーチ・フロント観光の拠点となることが期待される、本市の一大プロジェクトの象徴的存在となっています。

今後も、「世界にひらき 活力あふれる 国際文化観光都市」をめざし、「第5次沖縄市総合計画 後期基本計画」のもと、本市の限りない発展と個性を活かしたまちづくりに向けた各種施策を推進してまいります。

結びに、後期基本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言を賜りました市民の皆様をはじめ、沖縄市総合計画審議会や関係団体の皆様に心から感謝を申し上げるとともに、今後とも市政運営に対し、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8年 3月
沖縄市長

花 城 大 輔



目次

市長挨拶

はじめに

1 沖縄市総合計画(策定の趣旨)	2
2 総合計画の構成と期間	2
3 沖縄市の特性	3
4 将来人口の推計	9
5 時代の潮流	10

基本構想

基本構想のフレーム・将来像・都市像・重点目標	19
都市像 1 平和への思いと豊かな文化が息づき 一人ひとりが輝き交流するまち	20
都市像 2 夢を抱き 未来を拓く こどものまち	22
都市像 3 とともに生きる心が広がり いきいきと暮らせるまち	24
都市像 4 人と産業の成長を支え 発展し続けるまち	26
都市像 5 環境と調和し 安心して住み続けられるまち	28
基本構想の推進に向けて	30
第5次沖縄市総合計画 施策体系図	32

後期基本計画 部門別計画

第5次沖縄市総合計画 後期基本計画の策定方針	36
後期基本計画(部門別計画)の見方	38

都市像 1 平和への思いと豊かな文化が息づき 一人ひとりが輝き交流するまち

基本方向 1 平和と人権尊重の心を次世代につなぐ

施策01 平和の尊さを継承し発信する	42
施策02 人権を尊重する地域社会づくりを推進する	44
施策03 基地対策を包括的に推進する	46

基本方向 2 文化を活かし まちの魅力を創出する

施策01 文化によるまちづくりを推進する	48
----------------------	----

基本方向 3 生涯にわたる学習とスポーツを推進する

施策01 いつでもどこでもだれでも学び・スポーツができる環境をつくる	50
------------------------------------	----

基本方向 4 魅力ある地域社会を築く

- 施策01 つながりを活かした幅広い交流を促進する52
- 施策02 認め合い支えあう地域づくりを推進する54

都市像 2 夢を抱き 未来を拓く こどものまち

基本方向 1 こどもの育ちと子育てを支援する

- 施策01 こどもたち一人ひとりの可能性を伸ばす58
- 施策02 質の高い保育・幼児教育の提供とすべてのこどもが通園できる環境の構築を推進する...60
- 施策03 親子の健康を守りこどもの発達を促進する62
- 施策04 こどもを大切に育てるための環境をつくる64

基本方向 2 未来が輝く 生きる力を育む

- 施策01 こどもの発達や学びの連続性をふまえた幼児教育を推進する66
- 施策02 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育成する68
- 施策03 個に応じた支援を推進する70
- 施策04 安全・安心に教育を受けることができる環境をつくる72

基本方向 3 豊かな心と挑戦する意欲を育む環境をつくる

- 施策01 こどもの主体的な取り組みを応援する74
- 施策02 青少年の健全育成を推進する76

都市像 3 とともに生きる心が広がり いきいきと暮らせるまち

基本方向 1 支えあう地域をともにつくる

- 施策01 地域共生社会を推進する80

基本方向 2 暮らしを支え だれもが安心できる社会を築く

- 施策01 高齢者が躍動する社会づくりを推進する82
- 施策02 障がいの有無にかかわらず自らの能力を最大限に発揮できるまちをつくる84
- 施策03 自立に向けた安定的な暮らしと社会参加を促進する86

基本方向 3 生涯の健康づくりを支える

- 施策01 ライフステージに応じた健康づくりを推進する88
-



目次

都市像 4 人と産業の成長を支え 発展し続けるまち

基本方向 1 経済の活性化をけん引する観光を推進する

- 施策01 地域資源の磨き上げと魅力発信に取り組む92
- 施策02 スポーツの力による活気あるまちづくりを推進する94
- 施策03 観光環境の整備をすすめる96

基本方向 2 商工業の振興を図り 地域経済の活力を高める

- 施策01 商業・中小企業の振興と中心市街地の活性化を図る98
- 施策02 ものづくり産業の振興と企業誘致に取り組む100

基本方向 3 魅力的なビジネス環境をつくる

- 施策01 雇用の安定と創業支援の充実を図る102

基本方向 4 環境と共生する力強い農水産業を展開する

- 施策01 多様な産業と連携する持続可能な農水産業を振興する104

都市像 5 環境と調和し 安心して住み続けられるまち

基本方向 1 環境と共生する社会を築く

- 施策01 地球環境にやさしくきれいなまちを築く108

基本方向 2 地域の防災力と安全力を高める

- 施策01 強さとしなやかさを備えたまちを築く110
- 施策02 消防・救急・救助体制を強化する112
- 施策03 防犯・交通安全対策を推進し安全・安心なまちを築く114

基本方向 3 快適で良好な都市を創出する

- 施策01 地域の特性を活かした快適な都市を形成する116
- 施策02 東部海浜開発地区「潮乃森」の開発を推進する120

基本方向 4 暮らしや地域経済を支える交通空間を形成する

- 施策01 安全で快適な交通環境を整備する122

基本方向 5 心やすらぐ住みよい環境をつくる

- 施策01 住生活の安定の確保に取り組む124
- 施策02 魅力あるレクリエーションや憩いの場等を創出する126
- 施策03 健全で安定的な上下水道の事業を推進する128

基本構想の推進に向けて

基本方向 1 ともに考え ともに創るまちづくり

- 施策01 共創のまちづくりを推進する132

基本方向 2 将来を見据えた行財政運営の推進

- 施策01 時代に対応した組織の総合力を高める134
- 施策02 効率的で効果的な財政運営を推進する136

第3期沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略 改訂版

- 1. 策定の趣旨と目的141
- 2. 基本方針142
- 3. 第3期沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略147

資料編

- 前期基本計画の総点検結果(概要)178
- 沖縄市議会の議決すべき事件を定める条例205
- 沖縄市総合計画策定に関する規程206
- 沖縄市総合計画審議会規則210
- 沖縄市総合計画審議会 委員名簿212
- 沖縄市総合計画審議会の答申214
- 第5次沖縄市総合計画 後期基本計画 策定の経緯217
- 国際文化観光都市宣言218
- 核兵器廃絶平和都市宣言219
- スポーツコンベンションシティ宣言220
- エイサーのまち宣言221
- こどものまち宣言222
- 後期基本計画の各施策とSDGsとの関係224
- 総合戦略の各施策とSDGsとの関係228

第5次沖縄市総合計画
基本構想
後期基本計画
2026-2030

はじめに



はじめに

1 沖縄市総合計画(策定の趣旨)

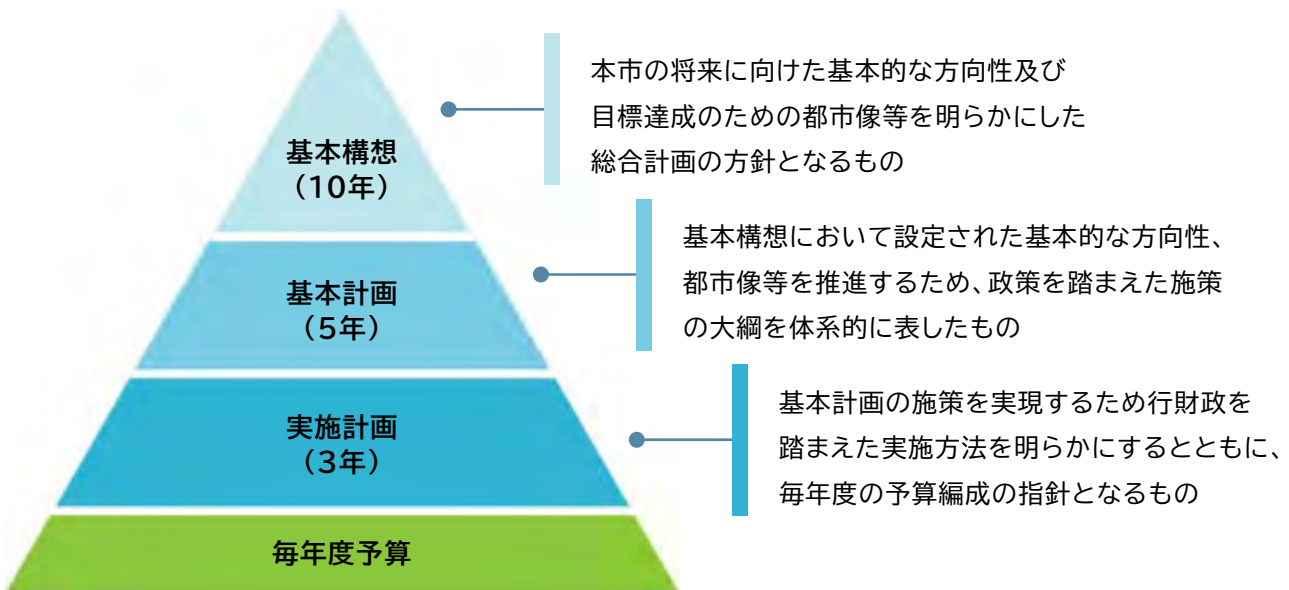
総合計画は、本市の将来像である「国際文化観光都市」の実現に向けたまちづくりの方向性や取り組みを示す、行政計画の最上位計画です。

本市は、昭和49(1974)年の市制施行以来、5次にわたり総合計画を策定し、諸施策を展開してきました。この間、地方分権の推進により地域の自主性・自律性がより一層求められるなかで、総合計画の策定を義務付ける地方自治法が改正され、総合計画の策定は、各地方公共団体の裁量に委ねられることになりました。

本市においては、将来に向けた健全な発展を推進するため、令和8(2026)年度から5年間のまちづくりの指針となる、「第5次沖縄市総合計画 後期基本計画」を策定します。

2 総合計画の構成と期間

「総合計画」は、基本構想(期間10年間)、基本計画(期間5年間)、実施計画(期間3年間)で構成しています。



3 沖縄市の特性

① 国際文化観光都市

昭和49(1974)年10月26日に、沖縄市は、「健康で美しい沖縄市」「明るくて住みよい沖縄市」「平和で豊かな沖縄市」を市民の「願い」、「望み」、「目標」とする「国際文化観光都市」を宣言しました。その後、まちづくりを推進する柱として、「核兵器廃絶平和都市」や「スポーツコンベンションシティ」、「エイサーのまち」、「こどものまち」の宣言をおこなうなど、本市の特色を活かしたまちづくりに取り組んでいます。

一方、本市には欧米やアジア、南米など約60カ国以上の外国人市民が居住しており、生活習慣や言語等、多様な文化が混在する国際色豊かなまちです。また、エイサーをはじめ、ジャズやオキナワンロック、民謡など、伝統文化と異文化が融合した戦後沖縄の文化を象徴するコザ文化が醸成され、常に沖縄の戦後文化をリードしてきました。

国際色あふれる風土と、伝統文化と異文化が融合した個性的な文化は、「国際文化観光都市」の実現を目指す本市にとって貴重な資源であり、まちづくりの重要な財産となっています。

② 中部の中核都市

沖縄市は、沖縄本島の中央部に位置し、県内第二の人口を有するまちであり、南部圏域と北部圏域を結ぶ国道329号と国道330号が交差する交通の要衝となっています。

主な施設として県内最大の屋内収容人数を誇る沖縄アリーナをはじめ、県内唯一の本格的な動物園を有する沖縄こどもの国やコザ・ミュージックタウン、沖縄市戦後文化資料展示館ヒストリート、コザ運動公園を有するとともに、沖縄県総合運動公園や沖縄県中部合同庁舎、沖縄警察署、那覇地方裁判所沖縄支部など広域的な施設・機関が集積しています。

また、沖縄県を代表する沖縄全島エイサーまつりをはじめ、プロスポーツの公式試合や有名アーティストのコンサートが開催されるなど、中部圏域の中核都市として、その役割を担っています。

③ 歴史

古琉球要衝の地

沖縄市は古琉球期における越来間切をその前身とし、康熙5(1666)年の「間切分割」で越来間切から15村を割いて美里間切が分離・独立しました。

宣徳10(1435)年に当時の王弟として尚泰久が、また、成化6(1470)年には同じく王弟・尚 宣威がそれぞれ越来王子に封ぜられており、両名とも後に国王となるなど、越来間切は古琉球期における要衝の地でした。

越来村・美里村の誕生

越来間切と美里間切は、明治12(1879)年の廃藩置県(琉球処分)により沖縄県の管下となりました。翌13年、県内の行政区画が整理され、中頭一帯を管轄した「中頭役所」が、美里間切番所内に置られました。



降伏文書に署名する先島群島司令官、納見俊郎中将



1946年ごろ。キャンプ・コザの中心地、嘉間良(収容所)

そして、同29年の「沖縄県区制および郡編成」の公布により、両間切は中頭郡に属しました。同41年の「沖縄県及島嶼町村制」の施行により、越来間切は越来村、美里間切は美里村となりました。

近代期、両村は柑橘類の産地とし県下に名を馳せましたが、特に越来村は山内の山桃と上地の竹細工をその特産物とし、一方、美里村は泡瀬の製塩と樽皮(黒糖をいれる容器)の産地として知られていました。

越来村・美里村は、屋取集落(士族層が農村へ寄留してできた集落)が卓越した地域であり、その中で、泡瀬が明治36(1903)年に、また嘉間良・青名志・白川・森根・呉富士・仲原・山里・倉敷等の屋取集落が昭和戦前期に独立して、それぞれ行政字となりました。

凄惨な沖縄戦と戦後復興

沖縄戦では、戦前期におよそ18,000人を数えた人口の三分の一に当たる5,300人余が戦争の犠牲となり、西原(後の美里)では、「集団自決」という悲劇が起きるなど、凄惨な戦争は住民に大きな爪痕を残しました。また、県下でも越来村・美里村は移民者が多く、サイパンやテニアンなど南洋諸島でも両村の移民者の多くが犠牲となりました。

昭和20(1945)年4月1日、米軍は中部西海岸から沖縄本島への上陸を開始し、4月5日頃には、市域は米軍の占領下に置かれました。嘉間良に設置された難民収容所を中心に、6月6日に古謝の収容所で小学校が開校され、嘉間良では翌7日には村長・助役選挙がおこなわれるなど、いち早く戦後への道を歩み始めました。

また、同年9月7日には米軍主要部隊の司令部が置かれていた旧越来村字森根で南西諸島の降伏調印式がおこなわれています。

同年9月12日、米軍政府と沖縄諮詢会(戦後沖縄最初の中央政治機構)は地方行政を組織化するために、「地方行政緊急措置要綱」を布いて収容所を中心に市機構を整備しましたが、その結果、旧越来村地域には古謝市(胡差市)が誕生し、また石川市域を除く旧美里村地域は前原市に包含されました。しかし、同年末に実施された住民待望の帰村許可によって大量の住民移動が生じ、人口も激減したため市制が維持できなくなりました。これを受けて米軍政府は同年12月4日に指令を発し、戦前の行政機構を復活させ、それにより市域では旧美里村が昭和21(1946)年3月に、越来村が同年4月に再び誕生しました。

「基地の街」の形成

昭和23(1948)年10月と翌24年7月の二度にわたってリビーとグロリアという大きな台風が沖縄を襲いました。台風によって施設の大半を破壊された米軍は、5,800万ドルという莫大な基地建設予算を投入し、本格的な基地建設に着手しました。

その結果、越来村を中心とする中部地区には県内外から軍作業などの職を求めて多くの人々が集まり、現在の国道329号や330号沿いに飲食店やお土産店、質屋、楽器店などが建ち並び、基地に沿うように帯状の市街地が形成されました。

また、照屋、センター通り、八重島、ゲート通りなどに米軍相手の特飲街も形成されるなど、越来村は急激に都市化していきました。

戦前までは8,000人台の人口であった越来村は、戦中から終戦直後にかけて嘉間良難民収容所を抱え、多くの住民が各地から集められたため、昭和25(1950)年には18,000人余に増え、さらに基地建設予算が投入された後の昭和30(1955)年には35,000人余に膨れ上がりました。



1950年代のゲート通り

米軍統治下の苦悩

越来村は市昇格への手続きのため昭和31(1956)年6月13日にコザ村と名称替えし、わずかその二週間後の7月1日には市へと昇格して全国唯一のカタカナのまち「コザ市」となりました。コザ市は県内第二の人口を有し、中部の中核都市へと発展しました。

コザ市、美里村は、東洋一ともされる嘉手納空軍基地に隣接しているため、基地から派生する事件事故が頻発していました。そうした中、昭和45(1970)年12月20日には、米軍人による民間人への交通事故処理に端を発した米軍車輛焼き討ち事件、いわゆる「コザ暴動」が発生しました。

このニュースは瞬く間に世界中を駆け抜け、同事件は長期にわたって異民族統治下にあった沖縄県民の人権意識を醸成するとともに、復帰運動にさらなる拍車をかけたといわれます。

また、その前年には美里村の知花弾薬庫内に致死性の高い毒ガスが貯蔵されていることが明らかになり、ガス漏れが起きたことを米国紙「ウォール・ストリート・ジャーナル」が報道したことによって事故は明るみに出ています。そのことは島ぐるみの撤去運動へと発展し、同46年に7,000人余の住民が避難する中、南太平洋のジョンストン島への毒ガス移送がおこなわれました。

「国際文化観光都市 沖縄市」の誕生

沖縄の日本本土復帰から2年後の昭和49(1974)年4月1日、戦後を象徴する基地の門前町として栄えたコザ市と、泡瀬港を擁するみどり豊かな美里村が合併し、「沖縄市」が誕生しました。それは、とりもなおさず康熙5(1666)年の越来間切から美里間切が分立して以来300年余の歳月をかけた再合併でありました。

同年10月に沖縄市は、文化のかおり高い平和で豊かな美しいまちを将来の希望と目標に掲げ、「国際文化観光都市」を宣言しました。



1970年12月20日「コザ暴動」



1974年4月1日「沖縄市誕生」

④ 位置

沖縄市は、沖縄本島の中央部に位置し、市域面積49.72km²の約9割が標高100m以下の地域で、中城湾に面する東海岸部から斜面地域が連坦しながら、西北部の丘陵域へと広がっています。北はうるま市・恩納村、南は北谷町・北中城村、西は嘉手納町・読谷村に接し、南東は中城湾に面しています。また、自然的、社会的、経済的および文化的諸条件を勘案し、北部地区、中部地区、東部地区、西部地区の4つの地区に区分しています。

北部地区は、丘陵地が広く卓越し、台地・段丘が複雑に分布する地形をなし、地区の多くを米軍施設・区域によって占められています。中部地区は、斜面地となだらかな傾斜の台地からなっており、国道329号と国道330号が交わるコザ十字路を中心に地区の全域が用途地域となっています。東部地区は、地区の大部分が海岸低地からなり、斜面を経て丘陵部へと移行する地形で構成されており、近年市街化が進行しています。西部地区は、戦後、胡屋十字路周辺を中心に、基地の門前町として急速な発展を遂げてきた地区です。



⑤ 気候

沖縄本島は琉球諸島の西側海域を北流する黒潮の影響を受け、温暖で四季の寒暖差が小さい亜熱帯海洋性気候に区分されており、一年を通じて温暖な気候に恵まれ、年間降水量は約2,000mmとなっています。

年間平均気温は約23℃となっており、東京や大阪と比べると6～7℃程度高くなっています。最寒月でも約17℃であり、冬にあまり寒くならないことが大きな特徴です。季節風が強く発達する東アジア季節風帯に属しているため、春季は風向きが変わりやすく、時おり温帯低気圧が発生・通過します。5月から6月頃にかけて本格的な梅雨期となり、それが過ぎると多くの台風が接近します。10月頃になると、ミーニシ(新北風)と呼ばれる北東からの風が吹き、気温が徐々に下がっていきます。1月から2月頃は曇りや雨の日が続き、1年で最も冷え込む時期となります。

⑥ 人口・産業構造

沖縄市の人口は、令和2年国勢調査において142,752人となっており、前回調査に比べ、3,473人増となっています。一方で、令和7(2025)年1月1日現在の住民基本台帳に基づく総人口では、141,739人となっており、令和2年国勢調査時点より人口が減少しています。

世帯数は、国勢調査において60,570世帯となっており、前回調査に比べ、7,245世帯が増加していますが、一世帯当たりの人員は2.4人と過去最低を示しています。

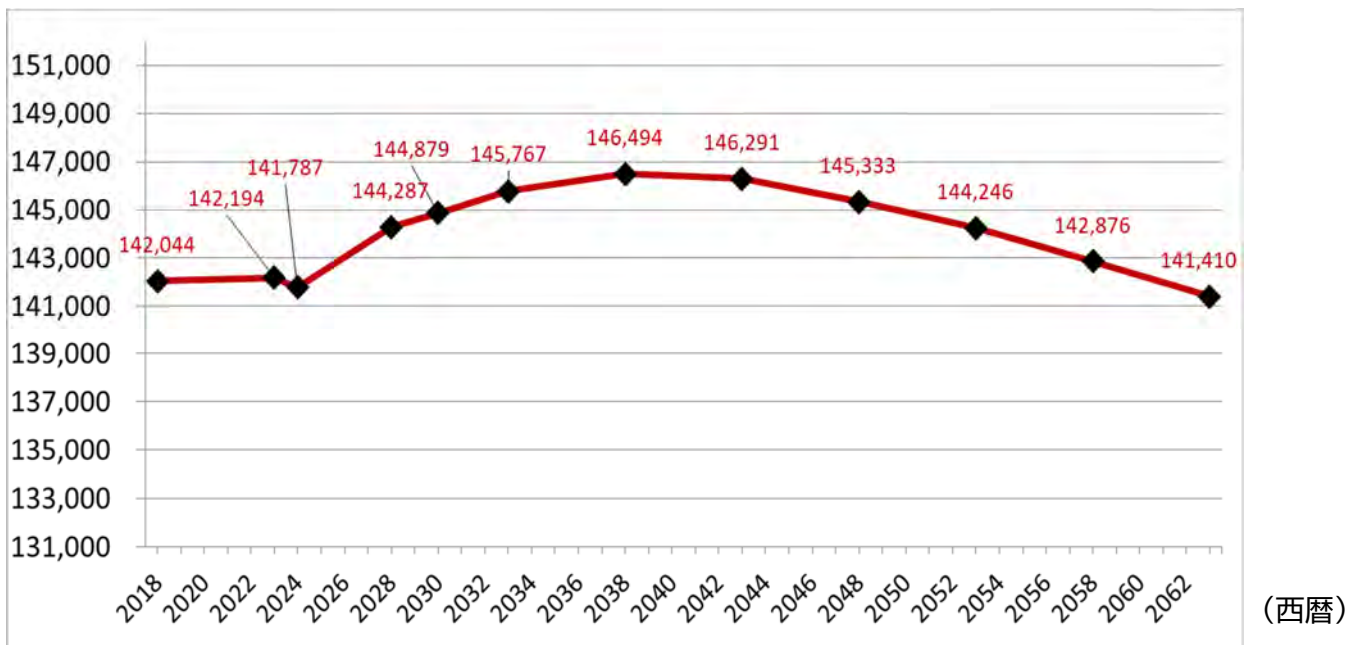
令和2年国勢調査における本市の労働力人口は51,759人、就業者人口は48,643人となっています。平成7(1995)年から令和2(2020)年の25年間で就業者は2,050人増と増加傾向にある一方、就業率は平成7年の52.2%以降減少傾向にあり、令和2年には42.5%と最も低くなっています。令和2年国勢調査における産業別就業者数の割合は、第三次産業が82.7%と最も高く、第二次産業は16.2%、第一次産業は1.2%となっています。本市は、県全体と比べて第一次産業の占める割合が低く、第二次産業、第三次産業が高くなっています。そのなかでも医療・福祉業や卸売・小売業、建設業が高い割合を占めている状況にあります。

4 将来人口の推計

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を受け、平成28(2016)年において「沖縄市人口ビジョン」を策定しており、本市における長期的な将来人口の推計をおこなっています。

第5次沖縄市総合計画 後期基本計画の策定にあたり、直近のデータや傾向を加味し、将来人口推計を更新しています。

(人口)



※沖縄市の将来人口推計(令和6年)

5 時代の潮流

① 人口減少・少子高齢社会

我が国の人口は2008年をピークに減少を続けており、世界でも前例のない速度で少子高齢化が進んでいます。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(令和5年推計)」によると、2070年までに日本の総人口は8,700万人に減少するとされており、同年には、65歳以上人口の総人口に占める割合である高齢化率が38.7%になると見込まれています。

上記の状況を踏まえ、国は、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていくとしています。

また、地方では若者や女性を中心として人口が流出していることから、若者や女性にも選ばれる地方づくりに向けた社会変革・意識改革や、魅力ある働き方・職場づくり、人づくり等が求められています。

一方、東京一極集中も進んでおり、人口や機能の過度な集中が地方の人口減少や産業の弱体化を招くとともに、巨大災害へのリスクを高めています。今後は、分散型国づくりの観点から、企業・大学の地方分散や政府機関等の移転、地方への移住など人の流れを創り、過度な一極集中を是正することが求められています。さらに、コロナ禍以降、若者を中心に地方への関心が高まっており、人々の暮らし方、働き方の変化を好機として、関係人口の拡大につなげていくことも必要とされています。

このような人口構造の変化等に的確に対応し、持続可能な形で住民生活を支えていくためには、地域の枠を越えた連携が重要とされており、今後、安定的・継続的な広域連携による生活機能の確保等の取り組みが求められています。

② デジタル社会の急速な進展

新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、急速にデジタル化が進展しています。デジタル化・リモート化を最大限に活用することにより、個人、産業、社会といったあらゆるレベルにおいて変革が生まれ、新たな価値の創造をはじめ、経済発展と社会的課題解決が両立する新たな社会の構築につながることを期待されています。

国は、「デジタル化による成長戦略」、「医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化」、「デジタル化による地域の活性化」、「誰一人取り残されないデジタル社会」、「デジタル人材の育成・確保」、「DFFT(※1)の推進をはじめとする国際戦略」の6つを目指すべき姿として掲げ、デジタル社会の実現に向けて取り組みを進めるとしています。

地方自治体においても、自らが担う行政サービスについて、オンライン化やデータの活用により住民の利便性を向上させるとともに、AIをはじめとしたデジタル技術の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく自治体DXの推進が求められています。自治体DXでは、行政手続のオンライン化(※2)や、書かないワンストップ窓口(※3)など、住民と行政との接点(フロントヤード)の改革、デジタル人材の育成・確保、デジタルデバイド(※4)への対応等が進められています。

③ 持続可能な社会への転換

人間活動の増大は、地球環境に大きな負荷をかけており、気候変動問題や海洋プラスチックごみ汚染、生物多様性の損失などの地球環境の危機をもたらしているとされています。現在世代のニーズを満たしつつ、将来の世代が豊かに生きていける社会を実現するためには、従来型の大量生産・大量消費・大量廃棄の経済・社会システムや日常生活を見直すことが不可欠であるとされています。

また、温室効果ガスの「排出量」から植林等による「吸収量」を差し引いた、温室効果ガスの全体的な排出量をゼロにする、「カーボンニュートラル」の実現に向けた取り組みが進められています。我が国は、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目標としています。気候変動への対応を経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも、成長の機会として捉える時代となっています。従来の産業構造や社会経済の変革をおこなうことで、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済(サーキュラーエコノミー)」への移行を目指す必要があります。

※1 DFFT(Data Free Flow with Trust):「プライバシーやセキュリティ、知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す」というコンセプト。

※2 行政手続のオンライン化: マイナポータルからマイナンバーカードを用いる等により行政の手続きをオンライン化すること。

※3 書かないワンストップ窓口: 「書かない」、「待たない」、「回らない」窓口手続ができるように業務改革をおこなうこと。

※4 デジタルデバイド: インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。

④ 安全で住みやすいまちづくり

我が国は、世界有数の地震多発地域であることに加え、台風や局地的豪雨などの水害や土砂災害など、様々な自然災害の脅威にさらされています。直近10年間においても、2016年の熊本地震、2018年の西日本豪雨・北海道胆振東部地震、2019年の東日本台風、2020年の令和2年7月豪雨、2024年の能登半島地震などが立て続けに発生するなど、災害が頻発化・激甚化しています。

地方自治体としては、個人および各家庭における防災への備えをはじめ、公共施設の耐震化や、住民参加の防災訓練等の促進・啓発が求められているほか、他機関からの応援職員の迅速・的確な受け入れのために、食糧・飲料水等の備蓄、広域防災応援協定の締結、応援職員等の執務環境の確保や宿泊施設等のリスト化等が求められています。

また、地域の公共交通については、人口減少や自動車の普及による利用者の減少に加え、ライフスタイルの変化の影響もあり、公共交通の運行継続が難しくなる事例が増えています。これらの課題を解決するために、交通事業者のみならず、地域の関係者が協力して、地域ぐるみで支えていく、「地域公共交通のリ・デザイン」が求められています。具体的には、官民共創・交通事業者間共創・他分野共創の「3つの共創」、自動運転やMaaSなどデジタル技術を実装する「交通DX」、車両電動化や再エネ地産地消などクリーンエネルギー中心の構造に転換する「交通GX」を柱として地域公共交通の利便性・生産性・持続可能性を高めることが必要とされています。

⑤ 健康・福祉

医療ニーズに関しては、疾病構造が変化し病気と共存しながら生活の質(QOL)の維持・向上を図っていく必要性が高まる一方で、介護ニーズに関しては、医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者が増加し、医療・介護の連携がこれまで以上に求められています。

利用者の視点に立って切れ目のない医療及び介護の提供体制の構築を目指す「地域包括ケアシステム」により、一人ひとりの自立と尊厳を支えるケアを将来にわたって持続的に実現していくことが求められており、保険者である地方自治体が、地域の実情に応じて作り上げていくことが必要です。

健康づくりを推進するにあたっては、生活習慣の改善・予防、社会環境の質の向上等によって、国民一人ひとりの健康寿命の延伸が引き続き重要な課題です。誰一人取り残さない健康づくりに向けて、地域や社会経済状況の違い等による健康格差を把握するとともに、その要因を分析し格差縮小に取り組むことが必要とされています。

また、子ども関連の政策においては、2023年4月1日に施行されたこども基本法に基づき、国は、「こども大綱」および「こども未来戦略」等を閣議決定し、こども政策を社会の中心に据え、「若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会」等を実現するための取組を進めています。

保育政策については、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」という方向性への転換が進められています。地域の課題に応じた提供体制の確保や、職員配置基準の改善、虐待・事故対策の強化等を通し、全国のどこでも質の高い保育が受けられる環境の構築が求められています。さらに、障がい児・医療的ケア児等の受入拡充や、保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善も重要です。

⑥ 教育環境

我が国では、学校におけるデジタル技術の利活用について、地域間格差が大きいことや、先進国のなかで遅れていることから、GIGAスクール構想が推進されてきました。本構想により、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備により、公正に個別最適化された教育環境が整いつつあります。

一方、教師の労働環境については、依然として時間外勤務が長く、業務改善やメンタルヘルス対策が喫緊の課題になっています。教師を取り巻く環境の整備を通して、全ての子どもたちへのより良い教育の実現を図るために、「学校における働き方改革の更なる加速化」等を一体的・総合的に推進することが求められています。

また、社会教育については、高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加により、求められる役割やニーズが変化しています。第4期教育振興基本計画で示された、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」というコンセプトに基づき、社会人のリカレント教育、障がい者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材の養成等が求められています。

⑦ 物価高対策と産業振興

我が国の経済は、食料品を中心とした物価高が続いていることから、個人消費等が弱まり、地方や中小企業まで景気回復の実感が広がっていないことが課題とされております。国は、総合経済対策において、「責任ある積極財政」の下、雇用と所得の増加・潜在成長率の引き上げによる「強い経済」を実現する方針としており、生活の安全保障・物価高への対応に向け、「地域の生活環境を支える基幹産業の支援・活性化」や「中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備」などを進めるとしています。

観光業界においては、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、訪日外国人旅行者数が減少し大きなダメージを受けましたが、近年は急速に回復し過去最高水準に達しています。

一方、観光客増加により地域の生活に悪影響を与えるオーバーツーリズムや、観光産業における人材不足が課題となっており、オーバーツーリズムの未然防止・抑制や観光人材育成、DXの推進が求められています。さらに、消費額の拡大や地方誘客の促進に向け、高付加価値旅行者を惹きつけるコンテンツの創出なども重要となっています。

また、新しい地方経済の創生に向けても、観光産業や農林水産業を高付加価値化し、自然や文化・芸術などの地域資源を最大限活用した高付加価値型の産業・事業を創出することが必要とされています。

⑧ SDGs

持続可能な開発目標(SDGs)は、2015年に国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会の共通目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

SDGsは、「地球上の誰一人取り残さないこと」を理念として、全ての国やステークホルダーが経済・社会・環境の課題に統合的に取り組むことを奨励しており、日本も積極的にSDGsを推進しています。

国は、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」の中で、「誰一人取り残さない」社会を実現するためには広く日本全国にSDGsを浸透させる必要があり、そのために地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組が不可欠であると示しています。

一方、地方自治体におけるSDGs達成へ向けた取組は、地域が抱える「人口減少・地域経済の縮小」などの地域課題の解決に資するものであるとして、SDGsを原動力とした地方創生（地方創生SDGs）を推進することが期待されています。また、地方創生SDGsにおいては、行政内部の知識だけではなく、新たな民間の技術やノウハウを積極的に取り入れながら、官民連携での課題解決、地域活性化が推進されています。

SDGsの達成期間である2030年以降の目標については、今後検討が進められていくこととなっております。日本では、国・企業・市民団体・自治体などから構成される、ビヨンドSDGs官民会議での議論が始まっています。

⑨ Well-being(ウェルビーイング)

Well-being(ウェルビーイング)とは、人々が心身ともに、そして社会的にも満たされた状態であることを指しており、単に病気や貧困がないだけでなく、一人ひとりが自分らしく生き生きと幸せを実感できている状態とされています。

GDPなどの経済的な指標では生活の豊かさや幸福感を十分に捉えられないという問題意識が高まり、経済と並んでWell-beingを高めることが重要視されるようになってきました。

国においても、「経済財政運営と改革の基本方針2019(骨太の方針2019)」でWell-beingについて言及して以降、Well-beingに関する関係府省庁連絡会議を設置し、情報共有・連携強化・優良事例の横展開を図っています。

また、デジタル庁では、当該取組の一環として、市民の「暮らしやすさ」と「幸福感(Well-being)」を数値化・可視化するために、「地域幸福度(Well-Being)指標」を設定しています。

地方自治体においては、経済成長や政策効果を多面的に評価するためにWell-Being指標の導入が進められています。